

文化財活用資金のご利用について（新規）

1. はじめに

文化財活用資金の貸付は、滋賀県内に所在する文化財を活用することにより保護・保存をはかることを目的とし、活用事業に資金の必要な所有者、団体の一時的な負担に対して資金を融資し、事業が円滑に実施できるように設立された制度です。

2. 内 容

(1) 貸付の対象となる範囲

貸付の対象となる事業は、文化財保護法または滋賀県文化財保護条例などにより、国・県または市町が指定した文化財、文化財保護法により登録を受けた文化財およびこれに準ずるものを含む文化財を活用する事業とします。ただし、施設整備等のハード整備事業は除きます。

(2) 貸付の要件

次の要件を備えた文化財活用をおこなう所有者・管理者または団体に貸付を行います。

- ① 対象事業を行うにあたり、経費の全部または一部を一時的に負担することが困難なもの。
- ② 貸付けた資金について償還能力のあるもの。

(3) 貸付の条件

- ① 貸付金額 300万円を限度とします。
- ② 利 息 無利子
- ③ 貸付手数料 当初に、貸付金額の1%を納入していただきます。
- ④ 貸付期間 1年以内
- ⑤ 償還期日 事業終了後2ヶ月以内に一括返還
- ⑥ 保証人 2名の連帯保証

3. 申込から貸付までの手続

(1) 借入申込

必要な書類を添付のうえ、文化財活用資金借入申込書を所轄の市町教育委員会へ提出してください。

平成 30 年度 文化財活用資金の借入申込の
提出期限は、平成 30 年 11 月 16 日（金）です。
（（公財）滋賀県文化財保護協会事務局必着）

(2) 貸付の決定

事前の聞き取り調査のうえ、貸付審査会で貸付の可否、貸付金額などを決定し、決定書によって通知します。

(3) 資金の貸付

借受人より借用証書を受領次第、貸付金を送金します。

(4) 借受人は、事業の開始および終了に伴う報告書を提出してください。

4. その他

- (1) 資金を目的外に使用したときおよび貸付条件に違反する事実があったときは、貸付金を全額繰上償還していただきます。
- (2) 詳細については、所轄の市町教育委員会文化財担当課または当協会事務局総務企画課へお問い合わせください。

公益財団法人滋賀県文化財保護協会

滋賀県大津市瀬田南大萱町 1 7 3 2 - 2

（滋賀県埋蔵文化財センター内）

TEL : 0 7 7 - 5 4 8 - 9 7 8 0

FAX : 0 7 7 - 5 4 3 - 1 5 2 5